

○荏田町子ども医療費の支給に関する条例

昭和57年10月1日

条例第16号

改正 昭和60年9月27日条例第10号

平成8年9月24日条例第16号

平成9年9月25日条例第20号

平成14年12月20日条例第28号

平成15年9月16日条例第22号

平成17年6月30日条例第13号

平成18年6月27日条例第33号

平成18年11月9日条例第43号

平成20年6月20日条例第23号

平成28年6月29日条例第14号

令和2年12月22日条例第27号

令和3年3月26日条例第5号

荏田町乳幼児医療費の助成に関する条例(昭和48年荏田町条例第14号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、子どもの医療費の一部をその保護者に支給することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 荏田町の区域内に住所を有する15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者、荏田町重度障がい者医療費の支給に関する条例(昭和57年荏田町条例第23号)による重度障がい者医療費の支給を受けている者及び荏田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年荏田町条例第13号)によるひとり親家庭等医療費の支給を受けている者を除く。

(2) 保護者 医療保険各法の被保険者であって、苅田町の区域内に住
所を有する親権を行う者、後見人その他の者で子どもを現に監護す
る者をいう。

(3) 医療保険各法 健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法
(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245
号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険
法(昭和33年法律第192号)及び地方公務員等共済組合法(昭和37年法
律第152号)をいう。

(対象者)

第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者(以下「対
象者」という。)は、次の各号に該当する子どもの保護者とする。ただ
し、生活保護法による保護を受けている子ども、苅田町重度障がい者
医療費の支給に関する条例による重度障がい者医療費の支給を受けて
いる子ども及び苅田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によ
るひとり親家庭等医療費の支給を受けている子どもの保護者は対象者
から除く。

(1) 苅田町の区域内に住所を有する者であること。

(2) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者(以
下「被保険者等」という。)又は被扶養者であること。

(子ども医療費の支給)

第4条 苅田町は、子どもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定
による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する
費用の額(以下「医療費」という。)のうち医療保険各法の規定により
医療に関する給付を行う政府、健康保険組合、市町村、国民健康保険
組合、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団(以下「医療保険各
法の保険者」という。)が負担すべき額(国又は地方公共団体が別に負
担する額がある場合は、これを加えて得た額)が医療費の額に満たない
ときは、その満たない額に相当する額(食事療養標準負担額は含まない。
以下「自己負担分相当額」という。)を、当該子どもの保護者に対し、
子ども医療費として支給する。ただし、3歳に達する日の属する月の翌
月の初日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある第2

条第1号に掲げる子どもにあつては、当該医療費のうち、医療機関(薬局を除く。)ごとに次の各号に規定する額については支給しない。

(1) 入院の場合 1日につき500円(ただし、1月につき3,500円を限度とする。)

(2) 前号に規定するもの以外の場合 1月につき600円(ただし、自己負担分相当額が600円に満たない額の場合は、当該額)

2 歯科診療と歯科診療以外の診療を併せて行う場合は、歯科診療と歯科診療以外の診療は、別の医療機関とみなす。

3 第1項の医療費の額は、健康保険の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(受給資格の認定)

第5条 子ども医療費の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ、町長に対し申請をしなければならない。

2 町長は、前項の申請に基づき、受給資格の認定を行うものとする。

(子ども医療証の交付)

第6条 町長は、子どもの保護者であつて、かつ、前条の規定に基づき受給資格の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)に対し、規則の定めるところにより、子ども医療証(以下「医療証」という。)を交付するものとする。

2 町長は、医療保険各法の保険者が負担すべき額とこの条例による子ども医療費が重複して支給されるおそれがあるときは、前項の規定にかかわらず、医療証を交付しないものとする。

(医療証の提出)

第7条 子どもが規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション(以下「保険医療機関等」という。)において医療及び訪問看護を受けようとするときは、受給資格者は、当該保険医療機関等に医療証を提出するものとする。

(支給の方法)

第8条 町長は、子ども医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うも

のとする。

2 前項の規定による支払があったときは、受給資格者に対し子ども医療費の支給があったものとみなす。

3 町長は、子どもが受けた医療について医療保険各法の規定による療養費の支給がなされたとき、その他町長が第1項の方法によりがたいと認めるときは、同項の規定にかかわらず、受給資格者に対し、子ども医療費を支給することができる。

(届出義務)

第9条 受給資格者は、子どもについて住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに、町長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第10条 町長は、子どもが疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、子ども医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した子ども医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第11条 町長は、偽りその他不正の行為により、子ども医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第12条 子ども医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和57年11月1日から施行し、同日以降に受ける医療に係る乳幼児医療費から適用する。

(読替規定)

- 2 この条例において、令和3年8月1日から令和8年7月31日までの間、条例第2条第1号及び第4条第1項中「15歳」とあるのは「18歳」と読み替えるものとする。

附 則(昭和60年9月27日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年9月24日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の苅田町乳幼児医療費の支給に関する条例の規定は、平成6年10月1日から適用する。ただし、改正規定中小児科外来診療料に係る部分は、平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成9年9月25日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則(平成14年12月20日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、平成14年10月1日から適用する。

附 則(平成15年9月16日条例第22号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、平成16年1月1日前においても、改正後の苅田町乳幼児医療費の支給に関する条例第2条第1号の乳幼児に係る乳幼児医療費の受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対して乳幼児医療証を交付することができる。

附 則(平成17年6月30日条例第13号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、平成17年10月1日前においても、改正後の苅田町乳幼児医療費の支給に関する条例第2条第1号の乳幼児に係る受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対して乳幼児医療証を交付することができる。

附 則(平成18年6月27日条例第33号)

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成18年11月9日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成20年6月20日条例第23号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成20年10月1日(以下「施行日」という。)から施行し、同日以降に受ける医療に係る乳幼児・こども医療費から適用する。
- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の荻田町乳幼児・こども医療費の支給に関する条例第2条第1号イ及び同条第2号の乳幼児及びこどもに係る乳幼児・こども医療費の受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対して医療証を交付することができる。

附 則(平成28年6月29日条例第14号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成28年10月1日(以下「施行日」という。)から施行し、同日以降に受ける医療に係る子ども医療費から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の荻田町子ども医療費の支給に関する条例第2条第1号の子どもに係る子ども医療費の受給資格の認定を行い、及び受給者に対して医療証を交付することができる。

附 則(令和2年12月22日条例第27号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月26日条例第5号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和3年8月1日から施行し、同日以降に受ける子ども医療に係る子ども医療費から適用する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。
- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の荻田町子ども医療費の支給に関する条例附則第2項の子どもに係る子ども医療費の受給資格の認定を行い、及び受給者に対して医療証を交付することができる。

○荊田町子ども医療費の支給に関する条例施行規則

昭和57年10月1日

規則第5号

改正 平成6年9月20日規則第12号

平成8年9月24日規則第15号

平成14年12月20日規則第24号

平成15年9月16日規則第21号

平成16年9月29日規則第15号

平成17年6月30日規則第11号

平成17年9月30日規則第16号

平成18年6月27日規則第26号

平成18年9月29日規則第40号

平成18年11月9日規則第45号

平成20年9月25日規則第23号

平成23年12月22日規則第23号

平成27年12月25日規則第27号

平成28年6月29日規則第12号

平成28年9月23日規則第15号

令和3年3月26日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、荊田町子ども医療費の支給に関する条例(昭和57年荊田町条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(受給資格の認定申請の手続)

第2条 条例第5条の規定により、子ども医療費の受給資格の認定を受けようとする者は、あらかじめ子ども医療費受給資格認定申請書兼台帳に次の各号に掲げる書類を添え、これを町長に提出しなければならない。

(1) 医療保険各法の規定による被保険者証、組合員証又は加入者証

(以下「被保険者証等」という。)

(2) 条例第3条に規定する対象者であることを証する書類

(3) 条例第3条に規定する保護者及びその配偶者の所得の状況を明らかにする書類

(4) その他町長が必要と認める書類

- 2 前項の規定により添付しなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(医療証の交付及び未交付の通知)

第3条 条例第6条第1項の規定による子ども医療証(以下「医療証」という。)の交付は、町長が同項の受給資格者に対して医療証の交付の可否を子どもごとに審査したうえ、行うものとする。

- 2 町長は、条例第6条第2項の規定により、医療証の交付をしないものと決定したときは、その理由を付して、当該受給資格者に対し通知するものとする。

(医療証の有効期間等)

第4条 子ども医療証の有効期間は、当該子どもが15歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。

- 2 受給資格者は、医療証の有効期間が満了したときは、当該医療証を速やかに町長に返還しなければならない。

(医療証の再交付)

第5条 受給資格者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、子ども医療証再交付申請書を町長に提出して、医療証の再交付を受けることができる。

- 2 医療証を破り、又は汚した場合における前項の申請書には、その医療証を添えなければならない。

- 3 受給資格者は、医療証の再交付を受けた後、失った医療証を発見したときは、速やかに町長に返還しなければならない。

(保険医療機関等)

第6条 条例第7条で規定する規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーションは、健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号の保険医療機関及び保険薬局、同法第88条の指定訪問看護事業者が運営する訪問看護ステーションその他町長の定める病院、診療所又は

薬局とする。

(子ども医療費の請求)

第7条 保険医療機関等は、条例第8条第1項の規定により子ども医療費の支払を町長に請求しようとするときは、請求書を町長に提出しなければならない。ただし、子どもが国民健康保険の被保険者以外のものであるときは、子障親医療費請求書又は子障親訪問看護療養費請求書を提出するものとする。

(子ども医療費の支給申請)

第8条 受給資格者は、条例第8条第3項の規定により子ども医療費の支給を受けようとするときは、必要な証拠書類を添えて子ども医療費支給申請書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、子どもが苅田町国民健康保険の被保険者であって、当該子どもに係る子ども医療費の額を公簿等によって確認できるときは、前項の証拠書類の提出を省略させることができる。

(子ども医療費に関する決定の通知)

第9条 町長は、前条第1項による申請書が提出された場合において、子ども医療費の支給に関する決定をしたときは、文書をもってその内容を申請者に通知するものとする。この場合において、子ども医療費の全部又は一部につき不支給の決定をしたときは、その理由を付記するものとする。

(届出事項)

第10条 条例第9条で規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 子どもの住所及び氏名
- (2) 子どもの世帯主又は被保険者、組合員若しくは加入者(以下「被保険者等」という。)の住所及び氏名
- (3) 受給資格者の住所及び氏名(受給資格者が被保険者等でない場合のみ)
- (4) 子どもの死亡
- (5) 子どもの被保険者等
- (6) 子どもの被保険者等に係る保険者

(7) その他町長が必要と認める事項

- 2 受給資格者は、条例第9条の規定により届出をしようとするときは、子ども医療資格変更届に医療証を添え、これを町長に提出しなければならない。
- 3 受給資格者は、条例第3条に規定する対象者でなくなったときは、子ども医療費受給資格喪失届に医療証を添えて、これを町長に提出しなければならない。
- 4 受給資格者は、子ども医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、被害届に医療証を添えて、その旨を直ちに、町長に届け出なければならない。

(様式)

第11条 この規則の施行に関し必要な書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 子ども医療費受給資格認定申請書兼台帳 様式第1号
- (2) 子ども医療証 様式第2号
- (3) 子ども医療証再交付申請書 様式第3号
- (4) 子障親医療費請求書(医科, 歯科用) 様式第4号
- (5) 子障親医療費請求書(調剤用) 様式第5号
- (6) 子障親訪問看護療養費請求書 様式第6号
- (7) 子ども医療費支給申請書 様式第7号
- (8) 子ども医療資格変更届 様式第8号
- (9) 第三者の行為による被害届 様式第9号
- (10) 子ども医療費受給資格喪失届 様式第10号

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和57年11月1日から施行し、同日以降に受ける医療に係る乳幼児医療費から適用する。

(読替規定)

- 2 この規則において、令和3年8月1日から令和8年7月31日までの間、規則第4条第1項中「15歳」とあるのは「18歳」と読み替えるものとする。

附 則(平成6年9月20日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平

成6年10月1日から施行する。

附 則(平成8年9月24日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の苅田町乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成6年10月1日から適用する。

附 則(平成14年12月20日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行し、平成14年10月1日から適用する。

附 則(平成15年9月16日規則第21号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成16年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、平成16年1月1日前においても、改正後の苅田町乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則の規定により、苅田町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例(平成15年苅田町条例第22号)による受給資格の認定及び受給資格者に対する乳幼児医療証の交付の手続きをすることができる。

附 則(平成16年9月29日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行し、平成16年8月5日から適用する。

附 則(平成17年6月30日規則第11号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、平成17年10月1日前においても、改正後の苅田町乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則の規定により受給資格の認定及び受給資格者に対する乳幼児医療証の交付の手続きをすることができる。

附 則(平成17年9月30日規則第16号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年6月27日規則第26号)

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日規則第40号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成18年11月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の苧田町乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則様式第4号から様式第6号までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成18年11月9日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成20年9月25日規則第23号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成20年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の苧田町乳幼児・こども医療費の支給に関する条例施行規則の規定により、苧田町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例(平成20年苧田町条例第23号)による受給資格の認定及び受給資格者に対する医療証の交付の手続きをすることができる。

附 則(平成23年12月22日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月25日規則第27号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年6月29日規則第12号)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成28年9月23日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月26日規則第9号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和3年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。
- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の苧田町子ども医療費の支給に関する条例施行規則の規定により、苧田町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例(令和3年苧田町条例第5号)による受給資格の認定を行い、及び受給者に対して医療証を交付することができる。

様式第1号(第2条・第4条関係)

子ども医療費受給資格認定申請書兼台帳									
医療証番号				資格認定年月日		年 月 日		3歳未満・3歳以上・子ども	
				申請理由		出生・転入・3歳到達・子ども到達・更新・その他()			
受給者	ふりがな・個人番号				男・女	住所			
	氏名	年 月 日生							
保護者	ふりがな・個人番号				男・女	住所			
	氏名	続き柄()							
生計維持者	ふりがな・個人番号				男・女	住所			
	氏名	続き柄()							
医療保険	保険別	協・組・日 船・共・国	被保険者証等の氏名、記 号・番号			氏名	記号	番号	
	保者名		保険者 番号			所在地			付加給付 の有無 有・無
所得の状況	年分 所得額 円		所得 区分	ア 被用者又は公務員 イ 被用者でない者	扶養親族等及び児童の数 (うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数)	人 (人)	児童手当の 受給の有無	有・無	
<p>上記のとおり、子ども医療費受給資格認定を申請します。 なお、この制度の資格審査、認定に当たり、町が保有する公簿等により確認することに同意します。又、申請した事項に変更が生じたときは、速やかに届出を行います。</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 TEL</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">菊田町長 様</p>									
審査欄	控除後の所得 円	所得制限限度額 円	判定 可・否	備考欄					

様式第2号（第3条関係）

（表 面）

福岡県荊田町子ども医療 医 療 証	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
負担者番号	8 1 4 0 1 2 0 0
受給者番号	
住所	福岡県
給氏名	男・女
生年月日	年 月 日
一部自己負担金	年 月 日まで 入院・入院外 徴収しない 年 月 日以降 入院 1日あたり500円（月7日限度） 入院外 1月あたり600円を限度 ※上記金額を医療機関（薬局を除く）ごとに負担してください。
発行機関名及び印	福岡県 荊田町長印
交付年月日	年 月 日

※この証は県外の保険医療機関等では使用できません。

（裏 面）

注意事項

- 1 この証は、荊田町の条例により子ども医療費の支給を受けることができることを示す証ですから、大切に保持してください。
- 2 子どもが保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証（または組合員証）に添えて、この証を必ず窓口へ提出してください。
- 3 子どもが荊田町の区域外に転出したとき、又は有効期間を経過したときは、この証を使用することができませんので、速やかに町長に返してください。
- 4 子どもやその保護者の氏名や居住地に変更があったときは、この証を添えて、速やかに町長にその旨を届け出てください。
- 5 子どもが加入している医療保険又はその内容などに変更があったときは、速やかに町長にその旨を届け出てください。
- 6 この証では、交通費、容器代、入院室料の差額、入院時の食事療養標準負担額の経費は、公費負担されません。
- 7 他の公費医療の適用がある場合は、この証は使えないこととなっていますからご了承ください。
(後日、荊田町に払い戻しの申請を行ってください。)

様式第3号(第5条関係)

子ども医療証再交付申請書

年 月 日

苧田町長 様

申請者 住 所

氏 名

下記のとおりですから医療証を再交付して下さるよう申請します。

医療証の受給者番号

対象者氏名

申請の理由

- 1 なくした 2 破れた 3 汚れた
4 その他

様式第4号(第7条関係)

1	3	8
医科	歯科	医保

年 月分 子障親医療費請求書

4 0 1 2 0 様

医療機関
コード

下記のとおり請求する。

保険医療機関等の
所在地及び名称
開設者氏名

年 月 日

	保険給付別 割合	請求 ※決定	件数	診療 実日数	総点数	子・障・親 医療費給付外点数	一部負担金	備考
⑤ 子ども	7割	請求						
		※決定						
	8割	請求						
		※決定						
割	請求							
	※決定							

⑥ 障がい者	7割	請求						
		※決定						
	8割	請求						
		※決定						
割	請求							
	※決定							

⑨ ひとり親	7割	請求						
		※決定						
	8割	請求						
		※決定						
割	請求							
	※決定							

(注) ※印の欄は記入しないでください。
この様式で国保該当者分の請求はできません。
実施者(市町村)が異なる場合は、それぞれに添付してください。

様式第5号(第7条関係)

4	8
調剤	医保

年 月分 子障親医療費請求書

4 0 1 2 0 様

薬 局
コード

下記のとおり請求する。

保険医療機関等の
所在地及び名称
開設者氏名

年 月 日

	保 険 給 付 割 合 別	件 数	処方せん の 枚 数	総 点 数	一 部 負 担 金	備 考
⑤ 子 ど も	7割	請求				
		※決定				
	8割	請求				
		※決定				
	割	請求				
		※決定				

⑥ 障 が い 者	7割	請求				
		※決定				
	8割	請求				
		※決定				
	割	請求				
		※決定				

⑨ ひ と り 親	7割	請求				
		※決定				
	8割	請求				
		※決定				
	割	請求				
		※決定				

(注) ※印の欄は記入しないでください。
この様式で国保該当者分の請求はできません。
実施者(市町村)が異なる場合は、それぞれに添付してください。

様式第6号(第7条関係)

9	8
訪	医保

年 月分子障親訪問看護療養費請求書

4	0	1	2	0	様
---	---	---	---	---	---

訪問看護ステー
ションコード

下記のとおり請求する。

保険医療機関等の
所在地及び名称
開設者氏名

年 月 日

	保 険 給 付 割 合 別	件数	実日数	総金額	子・障・親訪問看護療養費給付外金額	※金額	備考
⑤ 子ども	7割	請求					
		※決定					
	8割	請求					
		※決定					
割	請求						
	※決定						

⑥ 障がい者	7割	請求					
		※決定					
	8割	請求					
		※決定					
割	請求						
	※決定						

⑨ ひとり親	7割	請求					
		※決定					
	8割	請求					
		※決定					
割	請求						
	※決定						

(注) ※印の欄は記入しないでください。
この様式で国保該当者分の請求はできません。
実施者(市町村)が異なる場合は、それぞれに添付してください。

様式第7号(第8条関係)

子ども医療費支給申請書

医療証の受給者番号		対象者氏名 (生年月日 年 月 日生)			
世帯主 被保険者等氏名		被保険者証等の記号番号 — 協・組・日・船・共・国			
傷病名		診療を受けた期間 年 月 日から 年 月 日まで			
医療費総額 円	振 込 先	金融機関名		口座番号 当・普	
申請額 円		銀行 支店 信用金庫 農 協 支所		ふりがな 口座名義人	
病院等の名称 所在地					
申請の理由 (1) 医療保険各法による療養費が支給された。 (2) 県外の医療機関等で受診した。 (3) その他()					
上記のとおり医療費支給の申請をします。 年 月 日 苅田町長 様 申請者 住所 (〒) 氏名					
費用額①	保険者 負担分②	一 部 負担分③	他 法 負担分④	そ の 他 負担分⑤	法定支給額 ① - (② + ③ + ④ + ⑤)
円	円	円	円	円	円
添付書類：① 領収書 ② レセプト					
(備考) _____					

様式第9号(第10条関係)

第三者の行為による被害届

年 月 日

菊田町長 様

届出人 住所
氏名

次のとおり届けます。

被害者	受給者番号		受給資格者名 (被害者名)	
加害者	住所		氏名	職業 電話
加害者の 使用者	住所		氏名	職業 電話
負傷の日時及び場所	年 月 日午前・午後 時 分頃場所			
発病の原因 又は負傷時の状況				
疾病又は負傷の程度		治ゆま での見 込み	入院 通院 診療費総額	日 日 円
診療を受けた 医師名	当初	住所	氏名	電話
	転医後	住所	氏名	電話
自動車事故 の場合	自動車番号		自動車所有者 住所・氏名	電話
	自動車損害 賠償責任保 険契約社		所在地	
損害賠償に 関する交渉 の経過				

様式第10号(第11条関係)

子ども医療費受給資格喪失届

年 月 日

荏田町長 様

届出人 住所

氏名

次のとおり受給資格を喪失したので、医療証を添えて届けます。

受給資格喪失の事由		1 転出予定 2 生活保護受給 3 死亡 4 その他()
受給資格喪失年月日		年 月 日
医療証	受給者番号	
	氏 名	
	有効期限	年 月 日まで

様式第1号(第2条・第4条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第7条関係)

様式第6号(第7条関係)

様式第7号(第8条関係)

様式第8号(第10条関係)

様式第9号(第10条関係)

様式第10号(第11条関係)